

写

令和5年8月23日

三重労働局長
金尾文敬殿

三重地方最低賃金審議会
会長 安井広伸

三重地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

標記について、令和5年8月18日付けをもって三重県労働組合総連合議長新家忠文及び伊賀名張労働組合総連合議長和田四十八から、同年8月22日付けをもって三重一般労働組合〈ユニオンみえ〉執行委員長江川正典から提出された三重県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。